

平成28年 第13回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月22日（火）午後1時30分から午後3時9分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	9番	藤倉義雄
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 收
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員

24番 大関千代子

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の
手続等に関する規程の制定について

議案第2号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の制定に
ついて

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 埴本隆男

農地調整係 係長 金子裕美

主査 黒田和美

主査 榎田俊幸

主事補 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから、平成28年第13回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長 事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員につきましては、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号24番 大関千代子委員の1名でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第13回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号10番 島田一男委員、議席番号17番 樋下田政義委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

議案第1号「佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手續等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手續等に関する規程の制定について、佐野市農地利用最適化推進委員候補者の推薦の求め及び募集の手續等に関する規程の制定について、委員会の議決を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありますか

10番
島田一男委員

私が住んでいる地域で、団体に該当するものはどのようなものがあるのでしょうか。

事務局

農区、町会、農業団体等が団体になります。そちらから推薦される場合は、今、申しあげました、様式第2号において推薦をしていただきたく思

います。

議 長 他にございますか。

25番
立川委員 今の説明の、団体の中で農区、町会と言いましたけど、女性団体のグループがありまして、それも団体に該当するのでしょうか。

事務局 それも、先ほど申し上げました団体に該当しますので、団体による推薦となります。

議 長 他にございますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、説明のとおり制定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号は、説明のとおり制定することに決定いたしました。

次に、議案第2号「佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の制定について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局 議案第2号 佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の制定について、佐野市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱の制定について、委員会の議決を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか

3番
亀田委員 第3条の3の評価委員会を開く時期はいつになるのでしょうか。

事務局 評価委員会につきましては3月から4月を予定しております。

議長 他にございますか。

10番 島田一男委員 今後の農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、募集に関して、具体的なスケジュールを教えてください。

事務局 今後のスケジュールですが、1月の16日、17日、19日に説明会を行います。その後、2月1日から2月28日までを推薦、募集期間といたします。その期間中に、団体、個人の方に書類の提出をしていただきます。提出していただいた書類にもとづきまして、評価委員会を開催し、7月20日に任命と委嘱を行う予定となっております。

議長 他にございますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、説明のとおり制定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、説明のとおり制定することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。
3条434番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円で

す。申請地までの距離は0.2 km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、各1台を所有し、田植機1台を導入予定で、検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条435番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は4 km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条436番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3 km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

4頁から5頁までの案件は、農地所有適格法人が農地を取得する案件でございます。

3条437番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3 km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機各2台をリースしております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達します。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条438番 契約内容は売買による所有権の移転です。対価は〇〇円

です。申請地までの距離は3km、所要時間は10分です。検討事項7項目のうち、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他6項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条439番 契約内容は贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条440番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.3km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン各1台、田植機2台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条441番 契約内容は贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は0.3km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機各1台を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

4条90番について報告します。

本申請は、農業用倉庫兼作業所を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「水路」、南は「県道幅員13m」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農振農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。

立地基準は、転用目的が「農業用倉庫兼作業所」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第4条第6項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条472番について報告します。

本申請は、申請地を資材置場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」

に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です

立地基準は、転用目的が資材置場であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条473番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「県道幅員16m」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、県道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の他の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条474番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「河川」、南は「河川」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です

立地基準は、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という

取扱いに該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条475番について報告します。

本申請は、農業倉庫兼作業所を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「水路」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農振農用地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

なお、平成〇〇年〇月〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されておりました。

立地基準は、転用目的が「農業用倉庫兼作業所」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5第2項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条476番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員6m」、北は「畑」です。排水計画は、「農業集落排水へ接続、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号の案件については、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地321番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地 3 2 2 番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 3 2 3 番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の東は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和45年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 3 2 4 番について報告いたします。

願出地の状況は、道路として利用されています。願出地の西と北は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 3 2 5 番について報告いたします。

願出地の状況は、道路として利用されています。願出地の南と北は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地 3 2 6 番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の南は畑です

が、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地327番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の東は田、北は畑ですが営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地328番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年12月22日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号 佐野市農地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第7号 佐野市農地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第13回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時9分閉会